

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録

日 時	平成24年7月19日(木) 午後1時30分から3時20分
場 所	さいたま共済会館505議室
出席者数	10名
出席委員	高橋委員、石野委員、河村委員、横山委員、田村委員、伊藤委員、関根委員 春野委員、長谷川委員、増田委員
欠席委員	長田委員、川島委員、和田委員
諮問事項 その他	1 埼玉県青少年健全育成推進プランの改訂について 2 現行プランの平成23年度達成状況及び平成24年度取組目標について 3 その他

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

石野委員、横山委員

3 議 事

(1) 埼玉県青少年健全育成推進プランの改訂について

(2) 現行プランの平成23年度達成状況及び平成24年度取組目標について。

事務局から、資料1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(田村委員)

(資料1-2の)47ページの基本目標1の達成目標について、基本目標があつて推進項目を掲げるといふ流れはよく分かるのですが、なぜ達成目標のうちの一つとしていきなり「人権啓発事業への参加者数」といふのが出てくるのですか。

(事務局)

基本目標の1の中で48ページの推進項目1で「豊かな人間性や社会性を育むための支援」といふ項目がございます。その中で主な項目として四角囲みの取組がございます。49ページの3つ目、「人権尊重の意識を高める教育・啓発の推進」といふ取組がございます。そうした取組を進行管理あるいは達成する目標として「人権啓発事業への参加者数」といふ目標を掲げております。

色々な取組を目標に向けて進行管理していくうえで、5か年計画の中の施策指標として設けられたものの中で、達成目標として取り入れられるものについては、プランの基本目標ごとに5か年計画の指標を取り入れて達成目標として使っているという状況でございます。

(田村委員)

では、この「人権尊重の意識を高める教育・啓発の推進」といふのは、(資料1-1の)プランの体系のどこに書いてあるのでしょうか。

(事務局)

資料の1-1で説明させていただきます。1枚目に「青少年に期待されること」といふのがございまして、そこの中に「自然体験の減少などにより、規範意識の低下や人間関係の希薄化など、青少年の社会性の低下が指摘されている」といふところから、その主な取組の中に「規範意識を高める、人権尊重の意識を高める教育・啓発の推進」といふ流れになっております。

(田村委員)

5か年計画でも疑問に思ったのですが、人権に対する県の意識がちょっとおかしいと私は思っているのですね。いふのは、人権って公権力からの権利をいふので

あって、人間関係というのは、こういう社会環境や人間性を育むことに繋がってこないような気がするのですが、その辺どのように県で捉えているのか定義が疑問なのですよね。例えば、「人権を尊重しながら共に生きる社会」とか「県民の豊かな心や人権感覚」ってどういう定義なのか。

憲法上の人権というのは、公権力からの権利ですよね。人間観は絶対入ってこないですよね。大手企業は入るといふ通説もありますけれども。そういったことをどうやって捉えているのか。県が捉える人権というものを21,000人だけ、子ども達に与えていくというのがよくわからないのですよね。整合性とかその辺がよく分からないのです。県が捉える人権というものがどういうものなのかということと、子ども達に豊かな人間性を育むために教えていくために、なぜ21,000人なのかというのをちょっと説明してもらいたいです。

(事務局)

人権の捉え方として、一つとして公権力からの行使にかかる部分としての人権というものと、こちらに書かれているようにお互いの人権、それぞれ個人の権利を尊重しながら一緒に生きていく、そういう権利を尊重しながら共に生きていく人権という、プランの中ではそういう形での人権の捉え方をしております。

そういうことから、色々な人権感覚を育てるといふ意味で、体験活動や色々なプログラムを取り組んでいるところでございます。実際、達成目標としては、5か年の施策指標を使っておりますので、一番近い形での目標としてあてはまる「人権啓発事業への参加者数」を使いました。具体的な人権の参加者数の考え方につきましては、プランの72ページに「人権尊重社会をめざす県民運動における各種事業や市町村・企業への講師派遣研修会などへの参加者数」とあります。どんぴしゃの達成目標というよりは、なるべく事業を進捗管理していく上での、一番適した目標を5か年計画の施策指標からひっばってきたというところでございます。

(田村委員)

今の説明を聞いても、県が捉える人権の定義の意味が全く分からないのです。それならば、豊かな人間性を育む啓発事業でいいのではないですか。なぜ、わざわざいきなり人権という言葉が達成目標のところにも出てきてしまうのかなと。なぜ、そういう発想になるのか、非常に分からないのです。

今の定義を聞いても全く意味が分からないのに、定義がわからないもの、定義づけられていないもの、はっきりしていないのに、なぜ人権という言葉が出てくるのか理解できないのです。こうやって課題がきちっと分かっているのであれば、豊かな人間性を育む啓発事業でいいのではないですか。

(高橋会長)

他の委員の方で、意見のある方はございますでしょうか。

(河村委員)

人権教育というのは、教育の世界の人間はすごくよく分かって、どういう授業の内容かとか、何を狙っているかというのが分かってくると思うのですね。ひとつは、人権尊重の推進は教育局がやっているもの、ここと通じやすい言葉ということで使われているのかなと私は理解しています。

(高橋会長)

他に何か御意見等はございますでしょうか。

(石野委員)

人権の定義はよく分かりませんが、県の情勢をみると昔は同和対策という言葉を使っていたけれども、最近は、人権推進という言葉を使っています。当然、同和問題というものもあるでしょうが、それより広い分野で例えばDVなども含めて、人権教育あるいは人権ということでやろうという行政の枠組みがあるわけですね。そういう枠組みのなかで、理解していけば、人権啓発という点では、正確な定義というのはなかなか言えませんが、県の情勢の流れのなかでは、こういう形の実績もあるのではないのかなと考えます。

(高橋会長)

他にございますか。

(高橋会長)

教育局で私も関係者だったのでお話ししますが、人権教育という観点からいくと、この人権感覚というのがキーワードなのですね。

なぜ差別があるのかという時に自分以下を求める心というのがあります。例えば、統合教育の現場で、不登校の子が障害を持っている子をいじめたという事件があります。それは障害を持っている子をいじめることによって自分の方がましだと、つまり自己確認の活動として差別する心、自分以下を求める心というのが根本にあります。

では、差別しないためには、自分以下を求めない心、つまり自己肯定感や自尊感情とか自分を温かい目でみる心を育てる、この自分を温かい目でみる心を育てることによって、友達を温かい目でみる、他人を温かい目で見るという心を育てるといのが人権感覚を育てるといことので人権教育の柱としてきたところです。

これは埼玉だけではなく、私もPTAでよく講演させていただいたときに、先程同和の話が出ましたが、同和教育を一生懸命やっている全国の教員の代表と一緒にパネルディスカッションをしたことがありまして、やはり、根本は自分を温かい目でみる、他人を温かい目でみる、という、あったかい感性を育てることが人権教育の柱、これを人権感覚を育てるとい風になってきたので、この「人権尊重の意識を高める教育」といことをこういうところでも捉え直してみる必要があるのでは

ないかと私は理解しているのですが、ということでもよろしいでしょうか。他に何かございますか。

(田村委員)

言葉の使われ方をみなさんが理解していて、子ども達がちゃんとそういうことがわかるのでしたら、別に、私は何の意見も言いません。ちょっと誤解を与えるような表記はいかがなものかとちょっと意見を言わせていただきました。みなさんがそうやって御理解していただけるようでしたら、特にはないです。

(高橋会長)

他の委員の方はどうでしょうか。

(関根委員)

子ども達の人権教育を地元の学校でみていて、人権教育を含めて子ども達の人に対する思いやりの心を育てるということで講師の先生も説明しながら、子ども達に向かって話をしてくださっています。子ども達も含めて人権教育というのは、みんなと楽しく仲間作りをしながら、子ども達同士思いやりの心を育てようということで小学校の低学年に対して行っています。

人権教育というのは少し難しい言葉のように捉えられがちですが、子ども達も含めて理解しているのかなと感じています。

(高橋会長)

他にございますでしょうか。

(伊藤委員)

田村委員のお話と基本的に考え方は近いのですが、47ページの表現は「人権啓発事業への参加者数」とだけ記載しておりますので誤解を与えてしまっているのではないのでしょうか。

そういう意味でいえば、もう少し分かりやすい表現にした方が誤解されないのではないのでしょうか。例えば、49ページに「人権尊重の意識を高める教育・啓発の推進」という表現がございますが、この表現をそのまま活用して「人権尊重の意識を高める教育・啓発の推進事業への参加者数」という方がまだ分かりやすいと思います。「人権啓発事業への参加者数」というだけでは誤解を与えてしまうのではないかと思います。

(高橋会長)

今出た趣旨で少し修正を検討してもらおうということでもよろしいでしょうか。

(田村委員)

これ5か年計画の指標と一緒にですね。

(事務局)

今、お話ございました47ページにございます達成目標「人権啓発事業への参加者数」というのは5か年計画の施策指標からとったものなので変更できません。72ページの定義部分で工夫ができるかと思いましたが、5か年の定義そのものを採用しておりますので、難しい状況です。

(高橋会長)

田村委員、いかがですか。

(田村委員)

私が一番危惧しているのは、みなさんが御理解いただいているのは、広義の人権という定義があるのでしょうか。私の考える人権というのは、部類分けすれば狭義の人権、公権力からの権利しかないと思っていますのですね。そういうところから子ども達に教えていかないと、広義で捉えすぎてしまい、子ども達が勘違いして育ってってしまうなと懸念しています。

そういった懸念を私は抱いているということをおみなさんに御理解いただいて、今後、政策的に計画で直していけるようだったら、取り入れていただきたいと思っております。

(高橋委員)

そういうことでよろしいでしょうか。

私は以前、東京都の人権教育のシンポジウムに出たことがあるのですが、拉致被害者家族の方とパネリストとして一緒に出て、こういう人権教育というものもあるのかという今までの人権教育というものと違ったイメージを持ちました。それは、少し、人権尊重、人権教育の原点に戻って全体的にまたみても必要があるのかなと感じました。そんなことも今後は視野に入れながら考えていきたいと思っております。

(石野委員)

私も県の仕事と関係してまして、特に5か年計画にのっている「人権啓発事業への参加者数」について、言葉的には人権啓発事業なのですが、色々話を聞いていくと昔からの同和、部落問題のいろいろな講演とか講師派遣というのがほとんどのようなものと理解しています。

ですから、それを人権啓発事業という形で位置づけてしまうと、今話に出てきたようなものちょっと違ってきてしまうのかなという気がして、もっと広く、先程あった社会の思いやりの心を育てるとか、そういうような人権感覚というようなものを少し広く捉えないと、この目標の数字というのは、例えば同和問題がある程度

対象となってくるので、広義の問題はきちっとカバーしていかないといけない部分なのかなと思います。

(事務局)

例えば、達成目標から受ける部分のものと実際の取組目標として毎年度立てていくものもありますので、そういった部分で狭義の部分だけでなく、広義の部分を含めてカバーして、取組目標でフォローさせていただきたいのでよろしくお願いいたします。

(高橋委員)

それでは、広義の部分も含めて検討していただければと思います。

(石野委員)

県の5か年計画ができて、それに基づいた分野別計画として、位置づけられているのですよね。今後、県民コメントを持って、最終的に成案になるのでしょうか、議会に承認を得る手続きなのでしょうか。

(事務局)

8月に県民コメントがございまして、本日審議していただいたものも含めまして9月の審議会に修正後のものを再度御審議いただきたいと思います。12月の議会に提出いたしまして、議決をいただく予定となっております。

(石野委員)

県議会の議論で修正される可能性もあるのですか。

(事務局)

もちろん、そうです。それまでになるべくいいものにして提出したいと考えております。

(高橋会長)

他にございますでしょうか。

(伊藤委員)

47ページの基本目標1の達成目標に「社員を海外研修に派遣した県内中小企業の割合」とございしますが、これは県としてはどのようなフォローをしていると理解すればよろしいでしょうか。

(事務局)

県の事業といたしまして、産業労働部での事業になりますが、中小企業の若手社

員への海外研修支援事業というのがございまして、24年度の目標ですと20社、若手社員の海外研修を支援するという取組がございまして。補助金がでるのでしょうが、産業労働部での取組がございまして。

(高橋会長)

他にございますでしょうか。

私の方から、65ページ、(推進項目1)「家庭における教育力の向上」というところでございますが、文部科学省が3月に報告書(「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」)を7年ぶりに出したのですが、この中で埼玉県三郷市の青少年育成市民会議の実践が、全国の顕著なものとして取り上げられております。

そこで、県が開発した「親の学習プログラム」を青少年育成市民会議が中心となって、実施しているという点が注目されていて大きく1ページに亘って紹介されています。県の教育局でやっているのはよく知っておりますが、青少年育成市民会議が中心となっているというのは三郷市だけでしょうか。その他にもこういった例はあるのでしょうか。

(事務局)

こちらでは、把握しておりません。

(高橋会長)

もし、青少年育成市民会議が関わっているのがもっとあるのであれば、「親育ち」、「親支援の学習機会の提供」というのは、教育局だけでなく県民生活部や他のところにも関係してくるのではないかと思ったものですから、そういったところを視野に入れていただいて、どうしても教育局だけになってしまうと大がかりなものにならないものですから。その部分を御検討いただきたいのと、もう一点は同じページの「より良い家庭環境づくりの気運の醸成」というところで、最初の丸印で「家族の絆を深める」、二番目の後半部分で「家族のふれあいづくりを深めるきっかけづくりを支援する」という表現があるのですが、今年初めて「親守詩」の埼玉大会を7月7日に開いて、全国に広がっております。

親守詩普及委員会というのが作られて、日本青年会議所と子ども会連合会と日本PTA連合会、おやじの会、様々なところと連携をして本格的に広げようという動きがございまして、私も教育長さんなどにもお話をさせていただいておりますが、来年度からもう少し本格的な取組をして、埼玉が最初に発信をしておりますから、それをちょっと視野に入れてお考えいただければと思います。

「親守詩」というのはみなさん、初めて聞く方もいらっしゃるかと思うのですが、お父さん、お母さんありがとうという感謝の気持ちを、これは埼玉の教師が初めて実行したのが、上の句5・7・5を子どもが詠んで、下の句7・7で親が返す、そういう試みが始まっております。東京青年会議所で都知事賞ができて、埼玉県

知事賞もできました。

被災地の人達と連携をして、特に東日本大震災を機に家族の絆というものが見直されておりますので、例えば、これは私の頭の中だけの構想であります、旧騎西高校に多くの方が双葉町から避難されておりますよね、だんだん高齢の方が多くなっている中で孫と別れ別れになっているという状況もありますから、郵政省との連携も考えておまして、往復はがきで孫からおじいちゃんおばあちゃんへ、そしておじいちゃんおばあちゃんから孫へ返す、そんなふれあい「親守詩」も考えられるのではないかなと思いますので、ぜひ家族の絆、家族のふれあいをもうちょっと視野に入れていただければと思います。

(高橋会長)

他に何かございますでしょうか。

それでは、県民コメントを8月1日から求めるわけでございますが、プランの改訂につきまして、追加の意見がございましたら、8月20日頃までに文書で事務局まで提出してください。

(3) その他

事務局から、資料3-1、3-2に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(関根委員)

さっそく入れ墨の報告書ありがとうございました。埼玉県でも田村委員、ぜひ。子ども達が安易に入れ墨を入れてしまう状況を見ているので、青少年には入れさせないということをお願いします。

20歳過ぎて自分の意志で入れるのは構わないのですが、10代の子が安易にそういう所に入って入れ墨を入れてしまうというのは良くないし、犯罪になると思ったのですけれど。私に関わっている子がこうした子ども達が多いものですから、どうしてもそういう関わりで、子ども達に入れさせないようにしたいと思っています。

一般の方でもやってみたいという声も聞きますので、スポーツ選手やタレントさんが入れたりすると、ファッションということになるのでしょうか、他の県でもこうやって青少年に入れさせない規制をしているようなので、ぜひお願いします。

(田村委員)

入れ墨に対する教育状況を聞きたいのと、青少年の定義を教えて欲しいのとこれを作るとすると青少年健全育成条例に追加だと思うのですが、議会側で準備をすると結構手続きがあるので、それを執行部側でやる準備があるのかどうか聞きたいのですが。

(事務局)

まず教育状況でございますが、私の知る範囲では、特段入れ墨に対してはないのではないかと思います。青少年の定義は、青少年健全育成条例一般で申し上げますと18歳未満となります。

条例化するにあたっての準備につきましては、我々が調べた結果、規制していないのが9都府県という数字は少し意外感がありました。自分が思っている以上に各都道府県で規制しているのだと思いました。

青少年の被害の状況を探ろうとしましたが、データの的なものはありませんでした。感覚的にはわかるのですが、今の曖昧な状況をもって条例化に結び付けていくのはかなり難しい現状を感じております。

(関根委員)

私に関わっている子達も10代で入れ墨を入れてしまっているのですが、結婚して子どもができてから、失敗した、やらなければよかったと後悔しています。子どもと一緒に温泉に入ることができないし、プールにも入れません。入れ墨を入れた時は、まだ本人は何も感じていないのですが、後悔する前にぜひお願いします。

(高橋委員)

他にございますでしょうか。

(長谷川委員)

資料3-1の御提供ありがとうございました。一つ欲を言いますと、分母の学校数が分かればいいなと思いました。全体で何校あって、そのうち実際何校行きましたというのが見えれば資料としてわかり易いと思いました。

(事務局)

正確な数字は今手元にございませんが、埼玉県でいうと小学校は約800校、中学校は約400校で、行った小学校の数は292校です。

(石野委員)

派遣学校数は分母があるから実際多い少ないはいえないのですが、市によって比較的多いところと全くないところと違いがあると思うのですが、何か働きかけをしたなど理由があるのですか。

(事務局)

働きかけにつきましては、4月に全市町村に派遣状況も含めてお知らせをして、ぜひ活用してくださいと働きかけをしました。また、7月にも、進んでない部分もありますので、東西南北地区の全市町村教育長会議で働きかけをしたところがございます。結果としてアンバランスが出てきてしまっています。

(石野委員)

突き詰めると教育委員会や担当者の意識の差ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

そういう部分もあると思います。あともう一つ、形態は異なりますが、民間事業者や県警のサイバー犯罪課でも講座をしておりますので、これだけを持って一概には全くやってないとはいえないのですが、当然、意識の差はあるとは思いますが、今後も働きかけをしていきます。

(高橋委員)

長谷川委員、ネットアドバイザーの情報共有の部分では何かございますか。

(長谷川委員)

私の方が色々知っている部分がありますので、そういう形で考えますとちょっと物足りないというところがあります。

例えば、PTA（社団法人全国PTA全国協議会）でできたもの（マスメディアに関するアンケート調査『子どもをメディアに関する意識調査 調査結果報告書』）や青少年インターネット環境整備基本計画でスマートフォン等の対応を盛り込む内容がネット上で出ているのですが、担当の方が目を配って私達に情報を流してくださるのですが、逆にもっと詳しい人達は自分たちで見ているところもありまして、一概にちょっと遅いかなと。

実際には随時、私もこういう情報があれば流して、担当の方も我々を使っていたいで密にやっていただければと思います。

(高橋会長)

予定していた議事は以上ですが、全体を通して、御意見御質問等ございますでしょうか。

(関根委員)

67ページの「地域住民参画による放課後の居場所や活動の場づくりの推進」について、我が市も今年からモデルケースとして放課後居場所づくり事業（愛称：ココフレンド）（放課後この場所（ココ）に来ればたくさんの友達（フレンド）に会えるよ！）が準備期間を経て6月28日からスタートしました。

放課後児童クラブの先生方との話し合いがうまく出来ていなかったようです。その為に自分達の仕事が脅かされてしまうのでは、地域のおばさん達に何が出来るのかと対抗心を抱いたようです。私も手伝いをする中で「ココフレンドの子はあっちで遊んで！」と言われている場面を見てきました。この事業は、教育と福祉の管轄が違うのも問題と感じています。

また、放課後児童クラブの先生方から話を聞くと、「パートの割がいいからこっ

ちに来ているのよ」と聞きました。昔は、教員免許が必要でしたが、今は何もいら
ないで採用して、入ってしまえば、時給も高いし何の知識も研修もしないで子ども
達をただ預かっています。まだそれだけならいいが、学校教育目標について批判し
てみたりする先生も中にはいるようです。人事の採用が教育委員会、社会福祉協議
会と別になっている事も問題です。管轄が違うと一切口を出せない、ではなく、連
携を取り合って欲しいです。

(事務局)

今のお話は、67ページの「地域住民の参画による放課後の居場所や活動の場づく
りの推進」のところで、すぐ下にあります「小学校の余裕教室などを活用した子ど
もたちの安全・安心な居場所の整備と、放課後や週末などに地域住民の参画を得た
子どもたちの活動を支援します。」と書いてありますのが教育局、国でいえば文部
科学省管轄の「放課後子ども教室」といわれるものでございます。

その下にございますのが「放課後児童クラブ」のことで、厚生労働省 県でいえ
ば福祉部管轄のもので、元々は「放課後児童クラブ」、いわゆる昔は「学童クラ
ブ」といわれていたもので、歴史的にはこちらの方が古くて、その後、文部科学省
の「放課後子ども教室」ができたということ。

たぶん状況としては関根委員のおっしゃることがおありになるのだと思いま
すが、ここでそれについて云々とコメントするものではありませんが、何か具体的
な課題等ありましたら、もうちょっと具体的にお話いただければ、教育局の方にも
きちっとお伝えして、その部分について対応していきたいと考えております。

(高橋会長)

関根委員、もう少し突っ込みますと、どういう意識の違いがありますか、その
ところをもう少しクリアにしておかないと。

(関根委員)

昔は革新系の考え方の方が、学童クラブの運営に多くあたり、色々な要求を学校
や教育委員会にしてきたという歴史もあり、そこから現在までお互いに受け入れ
がたい状況が続いているのかと思います。

事務局がおっしゃる管轄の違いも大きな問題のひとつと感じています。学校、学
童クラブとお互い歩み寄り、連携を取り、情報を共有して子ども達の成長を見守
って欲しいと思います。

(高橋会長)

今の件について、他の委員で何か御意見ございますでしょうか。たぶん関根委員
だけの問題ではなく、一部の地域の問題ではなく、全体的な問題だと思いますので。

(石野委員)

私は2人娘がいるのですが、小学校3年生から小学校6年生の頃民間の学童クラブに入会してまいりました。今おっしゃっていたような意識はないのですが、学校の先生は学校のことで終わり、それ以外のことについてはあまり干渉もしないし、肩入れもしないと。

子どもが学校から家に帰らないで直接学童保育、クラブに行くことが多いのですが、その間、本来は学校とクラブとで日頃から連携なり情報交換があればスムーズに行くことが、切れていると不都合なケースが出てくる。やはり、関根委員がおっしゃるようになってなんとなく縦割りで、学校は文部科学省で、学童は厚生労働省、教育、福祉という形で、内容としてもお互い連携して情報交換ができるような仕組みづくりが必要だと思います。

(関根委員)

先生方同士話し合う機会が全然ないようなのですね。年何回かでも先生方が情報交換できるようになれば、もっとスムーズにいくと思うのですが。

(高橋会長)

家庭と地域の連携という言葉はいつもスローガンとしてあるのですが、誰がどのように連携をリードするのか、今までの縦割り行政だけだとなかなかうまくつながらないと思っておりますので、特に青少年健全育成の観点からいくと今の縦割り行政を排して、どう連携するかという枠組みを考えていかないとなかなかうまく進んでいかないと思います。

これはたぶん今の問題だけではなく、青少年健全育成全体に関わることだろうと思いますけれども、まず行政も連携しなければ、家庭、地域の連携はあり得ない。そういうようなことはぜひ御検討いただければと思います。

他に何かございますか。

(春野委員)

教育局のところだと思うのですが、最初の御挨拶であったようにいじめの問題と学校の問題というのを今、ずっと胸が痛くて、みなさんもそうだと思うのですが、私の中にあります。

私は非行の子どもと親の相談を受けていながら、学校を必ず通過するわけですよ。今、非行になってしまった子どもも辿っていくと中学校の部活でもものすごいいじめを受けていたとか、小学生の頃からいじめを受けていて自分は駄目な子だと思っていたとか、レッテルを貼られて自分が何を言っても誰も認めてくれないという経験を積み重ねてきて、思春期になって外に出ていくという子どもを見て、そういう意味で、色々な形で取組が努力されているのはあるのですけれども、正直いって変わらないなという気持ちが大きくて、どのように変えていこうとされているのか。

特に県の取組ですので、県立高校、県立学校が主な対象ですけれども、小学校、

中学校も市町村に働きかけるという形ではありますけれども、県と市町村との連携、そういう意味では、なんかどうしても文言を綺麗にしても変わらないなっていうような、委員の役目にならないですけど、そんな気がしていて、その辺についてどんな議論が今の時点でされているのでしょうか。

(事務局)

今、いろいろ事件になっておりますいじめ問題にしましても、62ページに書かれておりますとおり、教職員に対する研修、もちろん未然防止も含めて早期発見・早期対応というような形でやっております。今回の事件を踏まえて、教育委員会も迅速に対応して、学校に対する指導なども直接、あるいは市教育員会を通して取り組んでいるところでございます。

なかなか目に見える形で結果が見えてこないと実感としておありになるかと思いますが、そういったものを一つ一つ積み重ねていって、具体的な課題をもっと委員さんの方からいただければ。もうちょっと連携をというような抽象的なお話をいただくと、連携していますというような話になってしまうので、例えばこういう部分についてもっと改善をというような御意見をいただければ、そういった部分で対応するそういうやり方はできると思います。

(増田委員)

今、研修とありましたが、たしかにいろいろな啓発パンフレットが学校に届いたり、先生方の研修、生徒指導をはじめ各場面、各所で行われております。校内でも色々やっていますが、やはり、いじめ問題についても非行問題についても新たなものが次々、それが終わりではないですから、どんどん出てきます。継続的な研修が行われているにも関わらず、やったから終わりではなく、やってもやっても自転車操業のような感じで出てまいりますので、やり続けるしかないのです。やっているからここまでで済んでいる部分もたくさんあるのではないかと思います。

具体的にもしやっていたらのであれば、県立高校で困難校というのがありますので、スクールカウンセラーをもっと派遣するとか、さらには警察の見守り隊を派遣していただけたらとか、保護者を啓発できるようにしていただきたいです。

今回のいじめ問題の新聞をみてもわかるように、子ども達はそんなにいじめているつもりはない、本人達の意識がないままに大変な事故が起きております。子どもたち、保護者を啓発できるような、人を介しての話であるとか、紙を通して啓発文書を送っていただけたらとか、具体的な例を基にした研修会を親と先生を交えてやっていただけたらいい機会を設けていただければさらにいいのではないかと思います。実際の事故例を学校にもってくるのは、難しいとは思いますが、一番身近で分かりやすい例となりますので、名前を伏せたり、形を変えたりしながら研修例として、事故を未然に防ぐということもやってもらえればいいと思います。

確かに県も地域も警察も児童相談所も10年前15年前に比べれば、ものすごくよく連携していただいております。県の警察の方も感謝したい程よくやっていただ

いているのがわかりますが、なお一層の御努力をお願いできればと思います。

(高橋会長)

ありがとうございます、他に何かございますでしょうか。

(長谷川委員)

56ページに「インターネットなどメディア対策の推進」とありますが、サイバーパトロールは県警、ネットアドバイザーのやっている見守り講座は、これって基本的には危険に遭うので、まず注意しましょうという啓発が主体なのですね。実際にネットいじめが起こったところに関しては踏み込めません。

教育局ではネットいじめに対する問題は解消されたのですけれども、こういったところをそれぞれがやるのではなくて、もう少しそれぞれがやっているものをもう少し連携がとれるような形のものを何か模索してもらえるか、もしくは、ネットアドバイザーという名前がある以上そこまで踏み込むような拡張ができないかなと思います。今のアドバイスというのは、今、(携帯電話を)持っていない子が、持とうとしている親に対して危険を啓発しますよというのが趣旨なのですね。そこから始まっているので、逆に踏み込めない。ネットアドバイザーを実際にやっていて、「こういう事例があるのだけれど」と相談される方もいらっしゃるし、学校裏サイトについて教員の方から聞かれたりするのですが、ちょっとそこはという部分がよく出てくるというのもあります。

これからは、それだけでは済まないのだと思うのですね。そういう意味でも形を変えろというのは変なのですが、対策的に横でも情報の共有ができて、私達の中でもそういう風に取り組めるような形の、組織的にもっと動けばいいと思うのですが、何か一つの形にもっていけるようなものをちょっと明記していただければいいと思います。

(事務局)

現状から申し上げますと、長谷川委員がおっしゃられたようにネットの関係では教育委員会、警察、県民生活部と三部でやっております。三部局で会議を持って、普及啓発の仕方、ネットアドバイザー、サイバーパトロールをどうやって繋げてやっていこうかという意識はもちろんです。

ネットアドバイザーにつきましては、今後のアドバイザーのあり方も含めてどういう部分まで踏み込んでいくかいかないかという部分については、きちっと検討してまいりたいと思います。

こちらの文言の修正については、若干制約がございまして、施策など5か年計画をベースにしながら書いているので、委員の発言のとおり修正というのは難しい部分はございます。これを基にどうやって発展させていくかという部分については、検討して方向性を出していきたいと思います。

(長谷川委員)

基本的に、ものすごくおばあちゃんが話をするとか、普通の家庭の人が話をする、というのは他のネットアドバイザーみたいな活動をされている方とは違って特殊なのですね。

みなさん県とか警察と連携することがまずできない、そこが一番困っているところだと、みなさんおっしゃるのですが、埼玉県のネットアドバイザーは逆なのですね。県のところから発生しているので、極端な話、連携がとれてないはずはないわけですよ。

活動をする上で、その辺をごく普通に歩いているお婆ちゃんやお姉ちゃん、お母さん、お父さんがネットアドバイザーをやっているのが、ものすごく意味がある、その方が保護者に訴えるにはすごく価値がある、そこをもっと活かしながらというのはかなり難しいことだと思うのですが、やはり何か対応していくためには、そういう視点、方向性があればいいと思います。

(高橋会長)

他に何かございますでしょうか。だんだん審議会らしくなってきましたけれどもどうでしょう。

県民会議や市民会議のシンポジウムやフォーラムとかこれから何回かありますか。今ここで出ている共通の課題は連携というものだと思うのですが、青少年健全育成を考える上で、どうやって連携していくかというのは、建前論ではなくて、大義的な話ですね。問題点をもっとクリアにするような企画の用意ができないものか。

そういうところで行政の方も、できれば知事も参画していただいて、発達障害の支援プロジェクトができた時は、保育、教育、医療、福祉の縦割り行政を排して、新しい試みがスタートしましたので、青少年健全育成の観点からもいじめにしても虐待防止にしても、どうやって縦割り行政を排するかというのが大きな課題だと思いますので、何かそういうことを本格的に議論する機会が作れないのかなと思うのですね。どうでしょうか。何か考えていただければ。

(事務局)

少し考えさせていただきます。

4 閉 会